

産業廃棄物処分業許可証

複写無効

住所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20

氏名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理事長 諸岡 泰輔

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)7月10日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)7月9日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
焼却	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。） 以上3種類（水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破砕	木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
中和	廃酸及び廃アルカリ 以上2種類（水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
管理型	燃え殻（熔融スラグに限る。）、汚泥（無機性汚泥に限る。）、鉱さい、がれき類、第13号廃棄物及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上6種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	焼却施設	破砕施設	中和施設
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲3700番8		
設置年月日	平成20年7月22日	平成20年7月22日	平成20年7月15日
処理能力	汚泥：36.0t/日(24時間) 廃油：6.5t/日(24時間) 廃プラスチック類： 22.5t/日(24時間) その他の産業廃棄物： 19.0t/日(24時間) 混焼能力： 84.0t/日(24時間)	19.2t/日(8時間)	6.0m ³ /日(5時間)
許可年月日	平成19年(2007年) 7月24日(変更許可)	平成19年(2007年) 7月30日(変更許可)	
許可番号	佐賀県指令19廃第010007号	佐賀県指令19廃第010009号	

(裏面へ)

施設の種類	管理型最終処分場
設置場所	唐津市鎮西町菖蒲2623-1, 2623-2, 2624, 2629-1, 2629-2, 2629-3, 2629-5, 2630, 2644, 2647-1, 2647-2, 2647-7, 2649-1, 2650-1, 2650-3, 2650-4, 2650-5, 2650-19, 2650-20, 2650-25, 2650-26, 2650-27, 2650-28, 2650-29, 2650-30, 2650-31, 2650-32, 2650-34, 2650-35, 2653-1, 2653-2, 2659-1, 2659-6, 3674, 3675, 3676, 3677, 3679-1, 3681-1, 3684-2, 3684-3, 3684-7, 3684-10, 3684-13, 3685-1, 3685-2, 3686-1, 3686-2, 3687, 3688, 3689-1, 3690-2, 3690-12, 3690-15, 3696, 3700-1, 3700-2, 3700-3, 3700-4, 3700-5, 3700-7, 3700-8, 3700-9, 3700-10, 3700-11, 3700-12, 3700-18, 3700-19, 3700-20, 3700-21, 3700-23, 3700-30, 3700-32, 3700-33, 3700-34, 3700-35, 3700-36, 3706-3, 3711-7, 3739-1, 3739-3, 3739-5, 3739-6, 3739-7, 3739-26, 3739-28, 3739-30, 3739-57, 3739-58, 3739-59, 3739-60, 3739-61, 3739-62, 3739-63, 3739-64, 3739-65, 3739-66, 3739-68
設置年月日	平成20年8月18日
処理能力	面積: 38,890m ² 、埋立容量: 413,000m ³
許可年月日	平成18年(2006年)10月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令18廃第010009号

3. 許可の条件
なし

複写無効

4. 許可の更新又は変更の状況
令和6年7月10日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。